

代表監査委員への権限外の答弁の強要、侮辱発言に関する概要

《代表監査委員への権限外の答弁の強要、侮辱発言に関する一連の流れ》

日 付	内 容
令和7年8月22日	決算審査意見書（監査委員作成）の配付
令和7年8月26日 午前中	上記意見書に対する通告期限 山田議員からの通告あり。（質疑6件）
令和7年9月1日 (本会議初日)	<p>① 代表監査委員が本会議で決算審査報告と審査意見を発表。</p> <p>② 将来の病院のあるべき経営形態等、決算審査から乖離した内容を山田議員が代表監査委員に対して尋ねた。</p> <p>山田議員の発言に対し、代表監査委員が 「私のお答えできる立場ではございません」 「市長及び市民の代表である議員の皆様、また病院関係者において最適な経営形態についてご検討いただくものと考えております」等と回答。</p> <p>その回答に対して、山田議員が、 「代表監査委員としての意見を聞いているのであって、きちんと答えてほしい」 「正直な意見を聞きたかった」と発言。</p> <p>その後、 「監査事務局以外からも答弁への介入があったか、なかつたか」と通告に無い内容を尋ねた。</p> <p>山田議員が、 「はぐらかしたり全く違う答弁をしたりする」 「誠実な答弁をしてもらいたい」 「全くこれ、答弁になっていませんよ」等と発言。</p> <p>末尾で、代表監査委員は大変優れた方と言いつつ、 市長に対して、 「報酬を世間並に上げてもっといろんな監査委員が手を挙げてくれるようになることを祈って、ちょっと質問から離れますけれども、私の質問を終わります。」 と監査委員に対して侮辱的な発言。</p>

「質問」と「質疑」の相違点

	意　味
質　問	行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について、所信を質し、あるいは報告、説明を求める又は疑問を質すこと。
質　疑	議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう、不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すこと。